

報酬の返還

株式会社**Reviv**は、採用者に対し、入社した採用決定者が退職した場合、前条に基づき受取った報酬の内、下記のとおり返還する。なお、退職とは採用決定者の責による解雇及び自己都合による退職の場合で、会社都合の人員整理ややむを得ない場合は含まれない。

- ・入社後1ヶ月以内に退社した場合：本業務対価の **80%**（別途消費税）
- ・入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退社した場合：本業務対価の **50%**（別途消費税）
- ・入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退社した場合：本業務対価の **20%**（別途消費税）

報酬の返還は、採用決定者の退職日が属する月の翌月末（末日が金融機関の営業日でない場合は前営業日）までに、採用者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、株式会社**Reviv**の負担とする。